

平成29年度第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録（概要版）

日 時 平成29年7月12日（水）午後18時00分～19時15分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向田 直範 会長

矢吹 徹雄 副会長

植松 美由紀 委員

斯波 悦久 委員

村上 岑子 委員

[事務局] 総務部長 及川 浩史

同部情報政策課長 椿原 功

同課文書・統計担当 主査 作田 洋二

同課文書・統計担当 主任 泉 亮子

[諮問課] ①行政管理課

課長 森本 栄樹

傍聴者 なし

議 題

【諮問】

1. 平成29年2月22日付け石行管第187号で行った石狩市情報公開条例第12条

第2項による決定に対する審査請求（総務部行政管理課）

→後日、審査請求人により取下げがあったので議事録は省略する。

2. 平成29年3月6日付け石行管第193号で行った石狩市個人情報保護条例第18条第1項及び第2項による決定に対する審査請求（総務部行政管理課）

3. 平成29年5月29日付け石行管第36号で行った石狩市個人情報保護条例第18条第1項及び第2項による決定に対する審査請求（総務部行政管理課）

○第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】皆様一日のお仕事でお疲れのところご苦労様でございます。開会の時間となりましたので、只今より平成29年度第3回石狩市情報公開個人情報保護審査会を開催致します。はじめに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】みなさんこんばんは。今日は3回目の審査会ということで3件同一人からされた審査請求についての諮問を受けるという形になります。要領よく進めていきたいと思いますのでよろしくお願い致します。それでは事務局から本日の要点についてご説明お願い致します。

【椿原課長】本日は総務部行政管理課所管の公文書不開示決定についての審査請求に係る審査・諮問が1件、個人情報一部開示決定等についての審査請求に係る審査・諮問2件についてご審議をいただきます。

【向田会長】それでは諮問を受けたいと思いますのでお願いします。

【及川部長】＝諮問書読み上げ＝（石行管第63号、石行管第65号、石行管第64号の読み上げ）

【向田会長】それでは内容についての説明を事務局のほうからお願いいたします。

※審査請求についての審査を行うための会議となり、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、会議の公開が適当でないと明らかに認められるも

のとして非公開とされたもので審議の詳細も非公開とし、要点のみ記載とする。

2. 平成29年3月6日付け石行管第193号で行った石狩市個人情報保護条例第18条第1項及び第2項による決定に対する審査請求

○実施機関より本件公文書不開示決定についての審査請求について説明

審査請求の対象となった処分は、審査請求人が石狩市個人情報保護条例第14条に基づき、平成29年2月19日付けでした開示請求に対して実施機関が平成29年3月6日付け石行管第193号で行った一部開示決定である。

非開示にした部分はハラスメントの調査結果、本人関係者に聞き取りした部分等が女性の相談員の氏名や意見です。

対象文書中、職員等からの聴取内容である当該情報が開示されることにより、今後実施機関の職員が聴取内容に対する相談者からの非難等を恐れ、事情聴取を拒み、または事実をありのまま述べることに消極的になる可能性が否定できない。その結果、実施機関において、今後、ハラスメント防止等に係る資料作成に際し、正確な事実の把握が困難になり、ひいては必要な情報が十分に得られなくなる事態が起きるなど、本市が行う調査事務若しくは同種の事務において事務の目的が達成できなくなり、円滑な遂行に支障を及ぼす恐れが見込まれるためである。

○審査請求人の主張の骨子

石狩市長が原処分の理由として示した「石狩市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第4号により、今後の当市のハラスメントの苦情相談業務等の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため」との判断は、次のとおり失当であり、不開示の根拠とはならない。

（1）条例第16条第4号は、「開示の請求に係る個人情報個人が個人の指導、診断、評

価、選考等に関するものであって、請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき」と規定している。

これを本件についてみると、聴取は本人の主張している内容の事実確認のために行ったものであり、評価を目的としたものではないから、条例第16条第4号には該当しない。

(2) 条例第16条第4号が規定する「著しい支障が生ずるおそれ」は、個人の評価を対象としたものであって、ハラスメントの苦情相談業務の適正な遂行は対象としていない。

(3) また抽象的な根拠規定を具体的に書かないことで、請求者の公文書の開示請求を妨害している。

(4) 市では苦情相談業務において、苦情の申し出を受けるのみで相談員による相談をさせてくれなかった。これは違法行為である。

(5) 以上より、本件請求は条例第16条第4号の不開示事由に該当せず、すなわち条例第15条により対象文書を全部開示すべき場合であるから、実施機関は直ちに原処分を取り消し、本件請求を認めるべきである。

○実施機関が検討した結果

石狩市職員のハラスメント防止等に関する要綱（以下「要綱」という。）による苦情相談等の内容は、たとえ相談者本人であっても開示することは予定していないものである。

相談があった内容については、客観的・中立的に事実確認を行った上で、ハラスメントに起因する問題が生じていた場合は、適切な措置を取らなければならない。そのためには相談者のみならず、職場の関係職員からも事情聴取を行う必要がある。この事情聴取は職員の任意の協力によって可能となるものであるから、上記の理由

のとおり、開示によって任意の協力が得られなくなれば、制度自体が成り立たない。

また、事情聴取の内容は相談者の職場環境や職場での言動に関するものである以上、必然的に相談者の評価等に当たる情報を含むことは明らかである。

相談員の氏名、意見等を不開示としたことについても、相談員業務は職員の任意協力であり、制度の適正な運営・存続の観点から事情聴取を受けた職員等と同様の恐れがあるといえる。

以上から、本件不開示部分は条例第16条第4号に該当し、原処分は妥当であつて、審査請求には理由がないと考える。

○審議内容（質疑応答）

- ・ハラスメント処理委員会のいろんなことは全部を開示はしてないのか。

→議事録自体は開示しております。

- ・その中で発言者の委員の名前がわからないのがけしからんと言っているのですね。

→議事録自体はあくまでも委員長と委員の発言という項目しか記録していませんので、部長が発言しているのか、どの委員が発言しているのかがわからない形です。

- ・ハラスメント処理委員会に誰が務めているかというのは当事者としてはすごく気になりますよね。普通はそういう委員会があったときには誰がやっているかは公にされますよね。

→部長職であれば職員名簿を見れば明らかにわかるものですが、女性相談員というのはあくまでも任意で協力してもらっている方になりますので。

- ・話の内容を開示してしまうと誰も協力してくれなくなるということがありますし、同じように処理委員会での発言が、委員会に誰が出席していたかというのも開示してしまうとその人に対していろいろな圧力をかけるということもあるので、委員の名前を開示しなかったこともそれぞれの聞き取り結果の内容を黒塗りにした

のも特に問題はないと思います。

○結論

今回不開示となったのは事実確認の部分であり、条例第16条第4号の評価等目的としたものではない旨主張するが、当該事実確認は、審査請求人が勤務していた当時、職場においていじめが発生していたかどうか等について聴き取り調査を行ったものであり、審査請求人の職場での行動や勤務態度について、当時関わった職員等からの評価に関する情報を含む。

したがって、調査が審査請求人の勤務評価を目的としたものではなくても、調査の内容には条例第16条第4号の規定する評価に関する情報が含まれる。

条例第16条第4号は個人の評価自体に著しい支障が生ずる恐れがある場合についての規定であり、当該規定は苦情相談業務の遂行に支障が生ずる場合については対象としていない旨主張する。

しかし同規定は、「個人の評価」がどのような制度における評価であるかを限定するものではないから、苦情相談業務の過程における聴き取り調査の内容も、同規定の「個人の評価」に該当する。

したがって苦情相談業務の適正な遂行は、同規定の対象となる。

審査請求人は、個人情報開示請求に対する一部開示決定通知書の中で、条例第16条第4号に該当することについて具体の理由が抽象的にしか記載されていないと主張する。

具体の理由については、根拠規定についての解釈が多岐にわたる可能性は否定できないものの、当該請求における処分の根拠として、当該請求に係る具体的な制度や事実がこれに該当することを説明したものでなければならぬと解される。

本件では、審査請求人の個人情報開示請求の対象は、「ハラスメントの苦情相談に対する調査や審議に関する書類」であり、具体の理由は「ハラスメントの苦情相

談業務等の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると考えられるため」であるから、請求に係る具体的な制度が規定に該当する旨説明している。

したがって、本件における具体の理由が抽象的であるという主張は失当である。

審査請求人は苦情相談業務において、市は書類の提出による苦情の申出を受けるのみで、相談員による相談をさせてくれなかったことは違法である、と主張する。

苦情相談は「石狩市職員のハラスメント防止等に関する要綱」に基づいて処理され、同要綱第6条は、苦情相談の対応について定めている。

同条第1項は、相談員が苦情相談を受ける旨定めているが、相談の受け方について面談、電話、書面など特にその手段について限定はしていない。これは、個々のケースにおいて相談者にとって最も相談しやすい手段を取ることができるので、合理的な制度であると考えられるから、相談の手段が書面のみで面談や電話ではなかったとしても、手続違反とは解されない

3. 平成29年5月29日付け石行管第36号で行った石狩市個人情報保護条例第18条第1項及び第2項による決定に対する審査請求（総務部行政管理課）

○実施機関より本件公文書不開示決定についての審査請求について説明

審査請求の対象となった処分は、審査請求人が石狩市個人情報保護条例第14条に基づき、平成29年5月24日付けでした開示請求に対して実施機関が平成29年5月29日付け石行管第36号で行った一部開示決定である。

非開示にした部分は公務災害において市が災害補償基金支部または本部とやり取りを行ったメールのうち、道庁職員になりますけども個人のメールアドレスの部分です。

基本的に組織のメールアドレスは開示しているのですけども個人のメールアドレスは一般に公開していないものです。

○審査請求人の主張の骨子

「石狩市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第2号により、差出人の職員個人のメールアドレスが請求者以外の個人情報に該当するため」との判断は、次のとおり失当であり、不開示の根拠とはならない。

条例第16条第2号は、「開示の請求に係る個人情報に請求者以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すことになる」と認められるとき」と規定している。担当者には後段にいう「正当な利益」がないから、条例第16条第2号には該当しない。

○実施機関が検討した結果

個人アドレスはそれ自体、職員個人の名前、勤務先の部署などを表示して個人を特定しうるものであるから、個人情報に該当する。

そして個人アドレスが望まない相手に開示された場合には、一般論としても業務に関係のないメールなど本人が望まないメールが送られてきて不快な思いをする等の不利益が生じる。

したがって、当該個人情報情報を請求人に開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになるというべきである。

以上から、本件不開示部分は条例第16条第2号に該当し、原処分は妥当であつて、審査請求には理由がないと考える。

○審議内容（質疑応答）

- ・ 開示しなかったのはメールアドレスだけですか。

→メールアドレスだけです。

- ・ これとは別に公なメールアドレスがあるということですね。

→組織のメールアドレスがあります。

- ・ 個人のメールアドレスは部署内で使用されているものという理解でよろしいですか。

→そうです。

○結論

今回不開示となったのは個人用のアドレス（以下、個人アドレスという。）の部分である。公開されている組織（部局）のアドレスと、職員個人に割り当てられている個人アドレスが存在する。個人アドレスは、職員が専ら個人としての事務連絡に利用しているもので、組織のアドレスと使い分けられている。

アドレスの使い分けは、個人で対応しなければならないものとそれ以外を区別することができ、事務の効率が上がると考えられる。逆に、個人アドレスが公開されて本人が望まないメールや対応を要しないメールが送られてくると、職員が不快な

思いをしたり余分な作業が増えると考えられる。そうすると、職員は個人アドレスを非公開として利用することについて正当な利益を有すると考えられるから、個人アドレスが審査請求人に開示された場合、正当な利益が侵される。

【向田会長】 これをもちまして審査会を終わりにさせていただきます。

○閉 会